

北秋田市 特殊自動車（グレーダ・ロータリ除雪車）売却に係る一般公募仕様書について

このことについて、不用となった車両を下記のとおり一般競争入札により売却します。

1. 売却物件

No	メーカー	車名	最低売却価格	型式	年式
1	三菱	グレーダ	400,000 円 (消費税抜き)	5 G	H 4
・車検なし (H18,11,8) ナンバー付、自賠責なし (H18,11,9) ・現状 ミッションの破損及び各ホースの亀裂劣化等有り走行不能。(現車確認を要する。)					
No	メーカー	車名	最低売却価格	型式	年式
2	T C M	ロータリ除雪車	200,000 円 (消費税抜き)	R 4 0 0 A	H 3
・車検あり (H19,10,21) ナンバー付、自賠責 (H19,12,14) ・現状 ミッションの破損及び各ホースの亀裂劣化等有り走行不能。(現車確認を要する。)					

2. 物品公開の日時および場所

- (1) 平成18年12月18日(月)から平成18年12月20日(水)
午前9時～午後4時までの時間帯といたします。
- (2) 場所：北秋田市阿仁支所 北秋田市阿仁銀山字下新町4-1-1
Tel 0186-82-2111 担当者 企画総務課 原まで

3. 入札の参加資格

- (1) 個人の場合 秋田県内に住民基本台帳登録または外国人登録されている方
法人の場合 秋田県内に事業所を有する法人
- (2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。
- (イ) 未成年者
(ロ) 成年被後見人、被保佐人および被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
(ハ) 破産者で復権を得ていない者
- (二) 市町村税の滞納のある者
(ホ) 市に入札参加申込書を提出していない者

4. 入札参加の申込みおよび受付

- (1) 期間 平成18年12月18日(月)から平成18年12月20日(水)
- (2) 時間 午前9時～午後4時まで
- (1) 場所 北秋田市阿仁支所企画総務課 Tel 0186-82-2111

5. 入札保証金

- (イ) 入札保証金は、入札時に持参してください。
- (ロ) 入札保証金は、見積もる金額の100分の10以上の額で納付してください。
- (ハ) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後お返しいたします。
- (ニ) 落札者の入札保証金は、契約締結後に還付する。又は契約保証金に振り替えることができる。

6. 入札

- (1) 日時 平成18年12月21日(木)午前10時00分
- (2) 場所 北秋田市阿仁支所 第1会議室
入札当日の受付は、開始30分前である午前9時30分から行います。受付をされない入札に参加できません。
- (3) 当日持参していただくもの
 - ・入札書
 - ・委任状(代理の方が参加される場合のみ。)
 - ・印鑑(個人の場合は、申込書の申込印と同じ印鑑。法人の場合は、代表者印を持参してください。代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じ印鑑。)
- (4) 入札についての注意事項
 - ・入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、代理人の氏名)を記入のうえ、本人が入札される場合は本人の印鑑(参加申込書に押印した印鑑)を、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」)を必ず押印してください。
 - ・入札書のコピーの金額の記入は、アラビア数字(0, 1, 2, 3……)の字体を使用し、消費税抜きで、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
 - ・入札において使用する通貨単位は、日本国通貨(円)に限ります。

7. 落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は次の方法により決定します。
 - ・有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた予定価格以上で、かつ最高の金額をもって入札した方。該当する方が2人以上あるときは、くじ引きにより決定します。この場合、くじ引きを辞退できません。
- (3) 開札の結果、落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、入札者にお知らせします。

8. 契約の締結

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。
- (2) 落札者との売買契約は平成18年12月27日(水)までに、市有財産売買契約書により締結します。
売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

- (3) 契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。
- (4) 公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。
- (5) 落札者は契約の際、契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、売買代金を即納するときは、この限りではありません。

9 . 売買代金の支払い

市有財産売買契約書に記載された日まで、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

1 0 . 物品の引き渡しの期限および場所

- (1) 車両の変更手続きに伴う書類申請等は落札者自ら行うこととし、現物の引き渡しは、変更手続きの完了および売却代金の納入を確認した後とします。
- (2) 入札物件の落札者への引き渡し方法は現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

1 1 . その他

入札に関する問い合わせ先 北秋田市阿仁支所企画総務課 Tel 0186-82-2111
Fax 0186-82-3505